

被扶養者の手続き

この冊子は、東京都情報サービス産業健康保険組合に加入する被保険者が、扶養する親族を健康保険の被扶養者としたり、被扶養者となっている親族を削除する手続きについて記載しています。

お手続きをされる際は、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

東京都情報サービス産業健康保険組合

適用グループ

第3版

目次

1. 被扶養者の範囲	p. 2
2. 被扶養者の認定基準	p. 3～5
3. 夫婦共同扶養について	p. 6
4. 海外に住む家族・来日した家族について	p. 7
5. 別居の被扶養者の添付書類について	p. 8～9
6. 自営業者について	p. 10～12
7. 届出について	p. 13
8. 認定日と削除日について	p. 14～17
9. 被扶養者再認定について	p. 18
10. よくあるご質問	p. 19～23

1. 被扶養者の範囲

被保険者に扶養される被扶養者（家族）の疾病や傷病は、被保険者への経済的、精神的な負担となり、結果、労働力を減退させる上に、生活状態に悪影響を及ぼす可能性があります。健康保険では、被扶養者に対しても被保険者と同様に給付を行い、もって組合員全員の生活の安定と福祉の向上を行うことを目的として、被扶養者の制度を設けています。

被扶養者とは以下の①～④に掲げる者をいいます。

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持する者
- ② 被保険者の3親等内の親族で①に掲げる者以外の者であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者
- ③ 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者
- ④ 上記③の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者
- ⑤ 上記①～④に該当する者であって、日本国内に居住している（住民票を有している）こと

※ 国外に居住している場合でも、例外事由に該当するものは被扶養者に該当します。

※ 「生計を維持する」とは、『被保険者の経済的な支えにより、その人の生活が成り立っている状態』をいいます。これは、単に生活費を負担しているだけではなく、住居費や学費などの資金を負担していることも含み、また、必ずしも被保険者と同居していなくても良いとされています。

※ 後期高齢者医療の被保険者である方は上記①～④に該当しても被扶養者とはなりません。

※ 「3親等内の親族」



2. 被扶養者の認定基準

収入については、以下の基準により判断することとなりますが、妥当性を欠く場合は、具体的な事情を確認のうえ、認定可否を決定することとなります。

(1) 被扶養者の収入基準

① 認定対象者が被保険者と同居している（同一世帯である）場合

- ・認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、原則として被保険者の年間収入の2分の1未満

② 認定対象者が被保険者と別居している（同一世帯でない）場合

- ・認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの仕送りによる収入額より少ない

※ 同一世帯に属していない認定対象者については、[5. 別居の被扶養者の添付書類について](#)（p. 8～9）参照してください。

※ 健康保険において住民票が分かれているかどうかは関係なく、住民票が分かれていても、同じ屋根の下に住んでいるのであれば、住居を共にしていることとなります。

※ 被扶養者の認定を受ける際の年間収入については、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなるため、退職前に得られていた収入は年間収入に含みません。

※ 収入基準の考え方

対象者の年齢	収入限度額	給与収入等がある場合 (参考目安として)	各種給付金等を受給の場合 (参考目安として)
60歳未満	年額130万円未満	月額108,334円未満 (年額130万円÷12か月)	日額3,612円未満 (年額130万円÷12か月÷30日)
60歳以上 および 障害年金 受給要件 該当者	年額180万円未満	月額150,000円未満 (年額180万円÷12か月)	日額5,000円未満 (年額180万円÷12か月÷30日)

(2) 収入となるもの、収入にならないものについて

収入は月ごとに得ることができるものや、毎月は得られないが、毎年継続的に繰り返し得られる性質のものが該当します。そのため一時的な収入は収入には該当しません。

① 当組合における収入となるものの例

- ・ 給与収入 ※1
- ・ 公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金) ※2
- ・ 私的年金
- ・ 失業給付(基本手当)
- ・ 退職後の傷病手当金・出産手当金
- ・ 事業収入、不動産収入 ※3
- ・ 利子収入、投資収入 等

※1 給与収入は、賞与・交通費等を含み、税や社会保険料が控除される前の総収入額となります。

※2 公的年金・私的年金は、遺族年金・障害年金を含みます。なお、税や社会保険料を控除する前の受給額となります。

※3 自営業者の考え方は、[6. 自営業者について](#) (p. 10~12) を参照してください。

② 当組合における収入とならないものの例

- ・ 退職金や資産譲渡、売却等の一時的に生じた収入
- ・ 高年齢求職者給付金(雇用保険法の給付) 等



(3) 失業給付（基本手当）について

① 原則の取扱い

失業給付（基本手当）の目的は、失業中の生活の安定を図ることにあります。したがって収入に該当し、失業給付（基本手当）受給期間中は、被扶養者として認定することができません。なお、給付制限期間がない場合であっても、受給開始までの期間は認定可能です。

② 例外の取扱い

「基本手当日額」が、被扶養者の収入基準（60歳未満：3,612円未満、60歳以上：5,000円未満）未満である場合には、例外的に被扶養者となることができます（ただし他の収入と合わせると収入基準を超える場合を除く。）。

※ 基本手当日額は、「雇用保険受給資格者証」にて確認できます。

③ 受給終了した場合

失業給付（基本手当）の受給が終了した場合は、最後の受給対象期間の翌日に認定が可能です。

「被扶養者現況表」に受給終了日を記載し、「被扶養者異動届」にはその翌日を認定日として記載してください。

※ 退職後の傷病手当金・出産手当金も上記①～③と同様の取扱いとなります。

0828		雇用保険受給資格者証（サンプル）		前近で9
260731-0731	1	基本手当	4,839	
260801-0812	2	基本手当	58,008	
			合計支給額	¥62,847-
			基本手当日額が変更となりました。（新基本手当日額 ¥4,834）	
		支給終了		

失業給付（基本手当）の受給が終了すると、「雇用保険受給資格者証」に『支給終了』の記載がされます。最後に受給した対象期間の最後が『受給終了日』となり、その翌日が『被扶養者認定日』となります。
※サンプルだと8月12日に終了しているので、8月13日が認定日です

(4) 被保険者より収入が高い家族がいる場合

一般的に同一世帯のなかで最も収入が高い家族が「主たる生計維持者」となりますが、最も収入が高い家族がその家族を扶養しているのではなく、実態として、被保険者がその家族を扶養し主たる生計維持者である場合は、別途申立書等により審査させていただくこととなります。

※ 「夫婦共同扶養」の場合は取扱いが異なります。

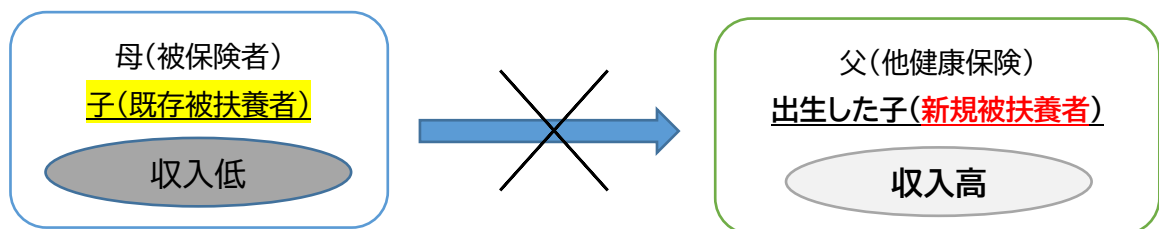
3. 夫婦共同扶養について

夫婦共働きの場合、子は原則として年間収入が多い方の被扶養者となり、任意に決定することはできません。ただし、年間収入の差額が年間収入の多い方の1割（10%）以内である場合は、どちらか届出をした被保険者の方の被扶養者となります。

- ※ 「年間収入」とは、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとなります。
- ※ 配偶者が国民健康保険の被保険者である場合は、収入ではなく直近の年間所得で見込んだ年間収入と比較することとなります。
- ※ 夫婦共同扶養の取扱いは、続柄により対象が限定されないため、子以外にも適用されます。

また、「一方の親が休業している場合」「すでに被扶養者としている子がいる被保険者が育児休業等を取扱った場合」の取扱いは以下の通りとなります。

- ① 一方の親が休業している場合
出産等に伴い一方の親が休業していて給与の支払いがされない場合、出産手当金や雇用保険法から支給される給付金の金額を収入として比較します。
 - ② すでに被扶養者としている子がいる場合
被保険者が育児休業中により、相手方の被扶養者として申請する場合、すでに被扶養者として認定されている子については、例外的に育児休業期間中は被扶養者を異動させない事とされています。なお育児休業終了後は、再度年間収入を比較し、年間収入が高い方の被扶養者へ異動することとなります。
- ※ 子が被扶養者となれない空白期間が発生するのを防ぐため



育児休業中は異動させない(母の被扶養者のまま)

4. 海外に住む家族・来日した家族について

日本に住所（住民票）がない家族は原則として被扶養者となれません。また、日本に住所（住民票）があっても例外として被扶養者となれない場合があります。

（1）海外に居住する家族

被扶養者は日本国内に「住所」を有していることが必要となり、「住所」については、住民票があるかどうかで判断することとなりますが、例外として、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う家族については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、被扶養者として認定することが可能となります。

なお、海外に住む家族を例外的に被扶養者と認定する場合は以下の添付書類が必要となります。

例外事由	添付書類例
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書 等
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書 等
④ 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類 等
⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※T J Kにて個別に判断いたします

※ 状況に応じ、別途添付書類が必要となる場合があります。また、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の記名がされた**日本語の翻訳文**をご添付ください。

（2）来日した家族

日本国籍を有しない来日した家族の在留資格が特定活動であり、医療滞在ビザ、観光・保養を目的とするビザの場合は被扶養者となれません。

したがって、在留カードや住民票により記載された在留資格が「特定活動」である場合は、「**指定書**」を追加でご提出いただくことにより、特定活動の内容が医療滞在ビザ、観光・保養を目的とするビザに該当しないかどうかを確認させていただいております。

※ 指定書は、在留資格が特定活動である場合、通常はパスポートに添付されています。

5. 別居の被扶養者の添付書類について

被保険者と別居の被扶養者は、被保険者によって扶養されている事実を確認するため、送金している実績書類や、別居の被扶養者と同居している親族についての状況確認が必要となります。

別居の家族を被扶養者として申請される場合は、以下の添付書類をご提出いただきます。

- ・送金証明
- ・被扶養者申請に係る申立書（別居用）
- ・認定対象者と同居する家族の所得証明書（大学生以下を除く）
- ・別居先の住民票（世帯全員が記載のもの）

※ 申立書のみによる認定は行いません。「送金証明」は1回分の添付が必要となります。

① 送金証明について

送金証明は、仕送りの事実を確認するため、「振込者」、「振込先」、「振込額」、「振込日」が明らかである必要があります。なお、送金証明は、仕送りが振込の場合は預金通帳や取引明細の写し、仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写しを含む。）、ネットバンキングの送金画面になります。

② 被扶養者申請に係る申立書（別居用）について

申立書では、認定対象者の年間収入、仕送りの年間予定額・予定回数、被保険者以外から生計費の援助がある場合はその詳細等を記載し、被保険者が主たる生計維持者かどうかを確認することとなります。

上記の「送金証明」と「被扶養者申請に係る申立書（別居用）」をご提出いただくことにより、被保険者からの生計維持関係を確認することとなりますが、その後の当組合による被扶養者に係る確認時（被扶養者再認定）において、改めて実績に基づく仕送りの金額及び回数等を確認させていただきます。継続した仕送りによる生計維持が確認できない場合は、当該事実が確認できなくなった時点に遡って削除することとなりますのでご注意ください。

③ 仕送りはしているが、実績書類がない場合

仕送りが預金通帳等により確認できない場合でも、「現金手渡し」「現金以外を給付している」、「世帯用のクレジットカードを使用させている」等、実質的に生計維持をしていることが判断できる場合であれば、実績書類の代わりとすることができます。

例：現金を手渡ししている場合

手渡しをする現金を定期的に口座から引き落とししたことが分かる預金通帳の写し

例：認定対象者の居住する住居費を、被保険者名義で支払っている場合

居住する賃貸借契約書の写し（契約者が被保険者で、金額・居住者が明記されているもの）

例：世帯用のクレジットカードを使用させている場合

クレジットカードの使用履歴（金額が明記されているもの）

※ 預金通帳の写しやクレジットカードの使用履歴等は、1回分のみでは実質的に生計維持をしていることの判断をすることが困難なことから、「3回以上の実績」が必要となります。

④ 大学生以下の子・単身赴任により一時的に別居している場合の取扱い

<p>大学生以下の子</p>	<p>大学生以下の子については、別居における以下の添付書類を省略できます。</p> <p>A 送金証明 B 被扶養者申請に係る申立書（別居用） C 認定対象者と同居する家族の所得証明書（大学生以下を除く） D 別居先の住民票（世帯全員が記載のもの）</p> <p>※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く大学生・専門学生・短大生・高校生、中学生、小学生、未就学児をいいます。なお大学院生は「大学生以下」には含まれません。</p>
<p>単身赴任により一時的に別居している場合</p>	<p>会社命令による配属により、別居することとなった場合においては、やむを得ない事情により一時的に別居したに過ぎないことから、生活拠点にいる家族については、「同一世帯に属する者」とみなすこととなります。</p> <p>したがって大学生以下の子と同様に、上記A～Dの添付書類の提出は必要ありません。</p>

添付書類の提出により被扶養者認定されるということではなく、いただいた書類すべてを内容審査のうえ、総合的に判断することとなります。

6. 自営業者について

被扶養者の認定における自営業者の収入は、下記の基準に基づき判断いたします。

(1) 収入について

- ① 自営業者の方の審査基準となる収入についても「今後1年間の収入」となります。
- ② 審査の対象となる収入の範囲は、その事業のための直接的必要経費を差し引いた残りの収入となります。

$$\text{収入（売上）} - \text{直接的必要経費} = \text{審査の対象となる収入（年間収入）}$$

(2) 直接的必要経費について

- ① 税法上の経費の捉え方と健康保険の経費の捉え方は異なります。税法上の経費は、「事業に要した費用はすべて認められる」「青色申告控除等特別な控除が認められる」こととなりますが、健康保険の経費は、「直接的必要経費のみ」という相違点があります。全ての経費を控除した所得額で審査するものではありません。
- ② 直接的必要経費とは、その費用なしでは事業が成り立たない経費をいいます。例えば、「製造業の原材料費などの製造原価」、「卸売業や小売業の仕入やこれに必要な運送経費」等が該当します。
- ③ 直接的必要経費とは認められないものとは、例えば、「公私の共有が考えられ、公私の境界が明確でないもの」、「減価償却費用のように実際に支払われていない（現金の異動を伴わない）もの」、「その年度のみ発生し継続性がないもの」等が該当します。



④ 直接的必要経費と認められないもの

- ・ 利子割引料
- ・ 貸倒金
- ・ 福利厚生費
- ・ 減価償却
- ・ 退職引当金
- ・ 初期投資と判断される設備経費等
- ・ 青色申告控除

⑤ 原則、必要経費と認められないが、詳細の申告により認められる場合があるもの

以下の科目については、別紙「自営業者用 経費申告書」（ホームページよりダウンロード）をご提出いただくことで、必要経費と認められる場合があります。

- ・ 接待交際費
- ・ 研修費、研究費などに付随するもの ※1
- ・ 消耗品
- ・ 雑費
- ・ 旅費交通費※2

※1 研修費、研究費などに付随するもの

専門知識・技術の向上や自己啓発など、自らの能力発展にかかる費用については、直接的な経費とは判断できないため、経費からは除きます。

※2 旅費交通費

自宅からの通勤に充てる費用は経費とはみなせません。

(3) 添付書類（被扶養者異動届に添付が必要なもの）

自営業者の方は、給与収入を得ているパート等の方と異なり、年度により大きく収入が変動することがあります。したがって、直近1年分の確定申告書のみでは将来にわたる収入を判断することは困難であるため、原則として直近2年分の確定申告書により、将来の収入を審査させていただくことになります。

事業実績が2年以上 (確定申告をしている)	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（直近2年分） ・所得税青色申告決算書（損益計算書）（直近2年分）
事業実績が2年以上 (確定申告をしていない)	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用） ・収入と経費の内訳が確認できる書類 ・今後1年間の事業計画
事業実績が2年に満たない (確定申告実績が1年分のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用） ・確定申告書（直近1年分） ・所得税青色申告決算書（損益計算書）（直近1年分） ・今後1年間の事業計画 <p>※ 事業実績が1年に満たない場合は、確定申告の経費内訳から算出される収入を実績月数で案分し、1年間の見込みを計算します。</p> $(\text{収入(売上)} - \text{直接的必要経費}) \div \text{実績月数} = \text{審査の対象となる収入}$
事業実績が1年に満たない (確定申告をしていない)	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用） ・収入と経費の内訳が確認できる書類 ・今後1年間の事業計画
休業、事業内容の見直しなどにより、今後の収入が明らかに減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用） ・確定申告書（直近1年分） ・休職していることが分かる確認資料（母子手帳のコピーや契約書、休業届等）
廃業した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業届 もしくは ・被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用） ・確定申告書（直近1年分）

7. 届出について

届出については、続柄や状況、マイナンバーの有無によって、提出書類や添付書類が異なります。

(1) 提出書類について

以下の①から③の書類を**事業主（会社）**経由でご提出ください。

- ① 被扶養者異動届
- ② 被扶養者現況表

※ ただし、大学生以下の子は不要です。「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く大学生・専門学生・短大生・高校生、中学生、小学生、未就学児をいいます。なお大学院生は「大学生以下」には含まれません。

- ③ 添付書類

※ 添付書類は続柄や状況に応じて異なります。「添付書類一覧表」にてご確認ください。



- ※ 「被扶養者異動届」と「被扶養者現況表」は当組合ホームページよりダウンロードしてください。
- ※ 任意継続被保険者は、直接当組合にご提出ください。

(2) 個人番号（マイナンバー）について

被扶養者異動届には、マイナンバーの記載が必要です。出生時や紛失等により記載できない場合は別途「個人番号（マイナンバー）届」をご提出ください（マイナンバーを同時に届け出ることにより、省略できる添付書類があります。）。

(3) 添付書類について

「添付書類一覧表（マイナンバーあり）」を確認のうえ、該当する書類を添付してください。

- ※ マイナンバーを届出と同時提出することができない場合は、添付書類が異なるため、「添付書類一覧表（マイナンバーなし）」を確認してください。ただし、その場合においても、収集でき次第、マイナンバーを早急にご提出ください。
- ※ 被扶養者異動届に添付いただく公的書類は、被扶養者異動届の提出日から、原則として3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ※ 添付書類はコピーをご提出ください。ご添付いただいた書類は原則返却できません。

8. 認定日と削除日について

被扶養者の認定日と削除日は事実の発生事由に基づいて決定することとなります。任意の日付にて決定することはできません。したがって、必ず具体的な申請理由をご記入ください。

(1) 認定日について

	申請理由（扶養事実の発生事由）	被扶養者認定日	
1	被保険者が資格を取得した	被保険者の資格取得日	
2	認定対象者が退職した	退職日の翌日	
3	認定対象者が転職したことにより収入が低下した	就職日	
4	認定対象者が契約変更をし、収入が低下した	契約変更の適用開始日	
5	認定対象者が廃業した（自営業者）	廃業日の翌日	
6	認定対象者が任意継続被保険者の資格を喪失した	任意継続被保険者の資格喪失日	
7	認定対象者が来日（帰国）した	来日（帰国）日	
8	認定対象者と婚姻した	婚姻日	
9	認定対象者と同居を開始した	同居日	
10	認定対象者と養子縁組した	養子縁組日	
11	認定対象者の失業給付（基本手当）の受給が終了した	受給終了日（受給期間満了日）の翌日	
12	認定対象者の傷病手当金・出産手当金の受給が終了した	受給終了日の翌日	
13	出生した子ども	出生日	
14	扶養者の変更 (被扶養者が子の場合)	①被保険者又は配偶者の契約変更により収入が逆転した	契約変更の適用開始日
		②被保険者が就職したことにより、配偶者と収入が逆転した	被保険者の資格取得日
		③子の被保険者であった配偶者が退職した	退職日の翌日
		④子の被保険者であった配偶者が死亡した	死亡日の翌日

15	扶養者の変更 (被扶養者が子以外の場合)	①被保険者又は他の家族の契約変更により収入が逆転し、主たる生計維持者が変更となった	契約変更の適用開始日
		②被保険者が就職したことにより、被保険者が主たる生計維持者となった	被保険者の資格取得日
		③認定対象者にとっての主たる生計維持者であった家族が退職した	退職日の翌日
		④認定対象者にとっての主たる生計維持者であった家族が死亡した	死亡日の翌日

※ 事実発生から一定期間が経過し事実確認が困難となる場合や、事実発生日が不明確な場合などは**保険者確認日（当組合受付日）**での認定となることがあります。なお、添付書類が不足している場合は追加書類受領日となります。

(2) 削除日について

	申請理由（削除の発生事由）	被扶養者削除日
1	被扶養者が「就職」や「就職先で契約を変更した」ことにより健康保険の資格を取得した	資格取得日
2	被扶養者が「就職」や「就職先で契約を変更した」ことにより、（健康保険の資格は取得していないが）年間収入が認定基準を超過することとなった	就職日、契約変更の適用開始日
3	被扶養者が75歳になった（後期高齢者医療制度加入）	75歳の誕生日（後期高齢者医療制度の被保険者となった日）
4	被扶養者が65歳～74歳で一定の障害があると広域連合の障害認定を受けた（後期高齢者医療制度加入）	障害認定を受けた日（後期高齢者医療制度の被保険者となった日）
5	被扶養者が海外へ居住することになり、国内居住要件を満たさなくなった（例外事由非該当）	出国日の翌日
6	被扶養者が死亡した	死亡日の翌日
7	自営業者である被扶養者の収入が認定基準を超過したことが確定申告で発覚した	その年の1月1日
8	被扶養者が失業給付（基本手当）の受給を開始した	待期・給付制限期間満了日の翌日
9	同一世帯が要件である被扶養者と世帯が異なることとなった（配偶者、父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫以外の家族）	世帯が別となった日
10	夫婦間の収入逆転により、子を削除することとなった	配偶者の被扶養者として認定された日
11	被扶養者の公的年金の受給開始または受給金額の増額により、年間収入が認定基準を超過することとなった	受給事由発生日（厚生年金であれば通常65歳の誕生日の前日）が属する月の翌月1日 ※支給対象期間の最初の日 (例) 4月3日で65歳になり厚生年金の受給が開始した(200万円/年) ⇒ 5月1日付で削除
12	婚姻、離婚、別居等により扶養しなくなった	扶養しなくなった日（別居日等）

- ※ 被扶養者異動届は、削除対象者分の健康保険証、高齢受給者証（交付を受けているとき）を添付のうえ、事業所経由で提出してください。なお、健康保険証、高齢受給者証（交付を受けているとき）を滅失等により添付できない場合は、「被保険者証滅失届」、「高齢受給者証滅失・回収不能届」をご添付ください。
- ※ 削除の届出の場合には、マイナンバーの記載は不要です。
- ※ 夫婦間の収入逆転により、子を削除する（配偶者の被扶養者とする）場合は、被扶養者異動と健康保険証に加え、配偶者の健康保険の資格を取得したことが分かる証明書類（「健康保険証のコピー」「健康保険資格証明書」など）を添付してください（資格期間に空白ができることを避けるため）。
なお、「収入逆転」以外による削除時には添付不要です。
- ※ 被保険者が退職や死亡などで被保険者の資格を喪失した場合、被扶養者の削除の届出は不要です。

被扶養者の削除日以降に、削除となった家族が当組合の健康保険証を使用した場合には、後日、医療費として給付した給付費を、TJKから被保険者へご請求させていただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。



9. 被扶養者再認定について

保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るため、被扶養者になっている方の資格確認(再認定)を毎年度実施しています。これは、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施しています。

(1) 実施方法

被扶養者再認定はマイナンバーを使用し、必要な情報を照会しています。

引き続き被扶養者の認定要件を満たすかどうかを確認するため、状況に応じて必要な書類を提出いただくことがございます。

なお、被扶養者再認定を行った結果、認定要件を満たさなくなっていた方や必要な書類を未提出者の方については、遡って被扶養者の資格が削除となる場合があります。

(2) 実施期間

毎年実施（実施前にホームページ等で広報いたします）

(3) 対象者

すべての被扶養者

※ 実施年度により、対象範囲を変更することがあります、詳細は事前の案内をご確認ください。

※ 再認定の対象者のうち、書類の提出が必要となる方については、事業所を通してご案内します。



10. よくあるご質問

〈送金確認書類についてのよくあるご質問〉 質問1～11

質問 1	被保険者と家族が別居している場合、どのような手続きをすればよいですか？
回答	<p>別居の家族を被扶養者として申請される場合は、以下の添付書類をご提出いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送金証明 ・被扶養者申請に係る申立書（別居用） ・認定対象者と同居する家族の所得証明書（大学生以下を除く） ・「別居先の住民票（世帯全員が記載のもの）」 <p>なお、「送金証明」は、次のいずれかの書類となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕送りが振込の場合は預金通帳や取引明細の写し等 ・仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写しを含む。）等 ・ネットバンキングの送金画面
質問 2	仕送りが振込の場合に、預金通帳や取引明細の写しについて留意すべき点がありますか？
回答	振込者、振込先、振込額及び振込日が明らかである必要があります。
質問 3	提出した預金通帳の写しで、見られたくない箇所がある場合はどのようにすればいいですか？
回答	仕送りが振込の場合で、預金通帳の写しをご提出いただく場合、関係のない箇所については、黒く塗りつぶしても問題ありません。
質問 4	仕送りが預金通帳等により確認できない場合（現金手渡しの場合や現金以外を給付している場合、世帯用のクレジットカードを使用させている場合等）、生計維持は認められませんか？
回答	<p>仕送りが預金通帳等により確認できない場合でも、「現金手渡し」「現金以外を給付している」、「世帯用のクレジットカードを使用させている」等、実質的に生計維持をしていることが判断できる場合であれば、実績書類の代わりとすることができます。</p> <p>例：現金を手渡ししている場合 手渡しをする現金を定期的に口座から引き落とししたことが分かる預金通帳の写し</p> <p>例：認定対象者の居住する住居費を、被保険者名義で支払っている場合 居住する賃貸借契約書の写し（契約者が被保険者で、金額・居住者が明記されているもの）</p> <p>例：世帯用のクレジットカードを使用させている場合 クレジットカードの使用履歴（金額が明記されているもの）</p> <p>※ 預金通帳の写しやクレジットカードの使用履歴等は、1回分のみでは実質的に生計維持をしていることの判断をすることが困難なことから、「<u>3回以上の実績</u>」が必要となります。</p>

質問 5	大学生以下の子を被扶養者とする場合も、別居における添付書類の提出は必要となりますか？
回答	大学生以下の子については、別居における以下の添付書類を省略できます。 A 送金証明 B 被扶養者申請に係る申立書（別居用） C 認定対象者と同居する家族の所得証明書（大学生以下を除く） D 別居先の住民票（世帯全員が記載のもの） ※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く大学生・専門学生・短大生・高校生、中学生、小学生、未就学児をいいます。なお年齢は問いません。

質問 6	被保険者の単身赴任の場合も、別居における添付書類の提出は必要となりますか？
回答	会社命令による配属により、別居することとなった場合においては、やむを得ない事情により一時的に別居したに過ぎないことから、生活拠点にいる家族については、「同一世帯に属する者」とみなすこととなります。 したがって「質問5」と同様に、A～Dの添付書類の提出は必要ありません。

質問 7	療養のため入院している場合、住居を別にしていることとなりますか？
回答	入院の場合は、一時的に住居が別となりますが、退院すればまた自宅に戻るため、住居を共にしている（同居）として扱います。 したがって「質問5」と同様に、A～Dの添付書類の提出は必要ありません。

質問 8	今後仕送りを開始します。認定にあたり、仕送りは何回以上必要となりますか？
回答	少なくとも1回分は必要です。まだ仕送りが行われていないのであれば、添付書類が提出できないため、認定することはできません。

質問 9	仕送りは毎月（年間12回）行う必要はありますか？
回答	仕送りは毎月行う必要はありません。「被扶養者申請に係る申立書（別居用）」にて、仕送り予定回数及び仕送り予定額を記載してください。年間で被扶養者の認定基準を満たしているかを確認します。

質問 10	仕送り額は一定である必要はありますか？
回答	仕送り額は一定である必要はありませんが、被保険者からの仕送りが認定対象者の収入を上回る必要があります。

質問 11	結婚により、同居の母と別居することになりました。別居後も生活費の仕送りをする予定ですが、被扶養者として継続できますか。
回答	被保険者からの送金によって、生計が成り立っている状況下においては被扶養者として継続可能です。ただし、被扶養者に収入がある場合、被扶養者の収入を超える金額を仕送りしていることが必要です。 また、被扶養者住所変更届のご提出が必要となります。

〈夫婦共同扶養についてのよくあるご質問〉 質問12～13

質問 12	夫婦共働きの場合、子は父と母のどちらの被扶養者になりますか。
回答	被扶養者の人数に関わらず、年間収入の高いほうの被扶養者となります。夫婦の年間収入の差が1割以内である場合は、届出した方の被扶養者となります。なお、被保険者が新たに育児休業等を取得すると、一般的に休業中は収入が減少しますが、被保険者にすでに被扶養者となっている子がいる場合、特例的に先に認定されていた子は、異動（削除）させないこととなっております。

質問 13	妻が子供を出産しました。前年は妻の方が収入が高いので、子供を妻の扶養に入れることは可能ですか。
回答	一般的に産後休業・育児休業中は給与収入がなくなることから、出産手当金および雇用保険の育児休業給付金と夫の収入を比較し、収入が高い方の扶養に入れていただくようになります。 申請される際には、夫の収入の分かるもの（源泉徴収票、所得証明書、確定申告書の写し、雇用条件証明書等）のご提出が必要となります。

〈収入についてのよくあるご質問〉 質問14～19

質問 14	収入に含まれるものとは何を指しますか。
回答	課税対象かどうかに関わらず、パート・アルバイト等の給与収入、公的年金、私的年金、失業給付（基本手当）、家賃等の不動産収入など、継続的に生じるすべての収入が対象となります。 ただし、退職金や不動産、株式などの売却益など、一時的に発生するものは除きます。 なお、給与収入の場合は、賞与・交通費等を含み、税や社会保険料が控除される前の総収入額となります。年金収入の場合は、遺族年金・障害年金を含み、税や社会保険料を控除する前の受給総額となります。

質問 15	自営業者の場合、収入はどのように計算しますか。
回答	自営業者の場合は所得ではなく、総収入から直接的必要経費を差し引いた金額が審査対象の収入となります。 ※直接的必要経費として差し引く金額は、確定申告の内容等を基に当組合にて判断します。 (p.10～11をご参照ください。)

質問 16	被扶養者の認定要件の「年間収入130万円未満」とは、その年の1月から12月の合計収入で考えればよいのでしょうか。
回答	年間収入とは、扶養の申請時から1年間の見込額を意味します。例えば、過去の収入が130万円を超えていたとしても、その実績から判断するのではなく、申請日以降に継続的な収入があるかどうかで判断します。

質問 17	妻が出産のため退職しました。現在、出産手当金の受給期間中ですが、被扶養者として申請できますか。
回答	出産手当金を受給する権利のある方は、産前産後休業期間中（産前42日間・産後56日間）の生活の安定を図るための給付を受けられます。そのため、出産手当金を請求できる期間は、被扶養者として認められません。 なお、退職後に出産手当金を受給できるのは、退職以前に継続して1年以上の被保険者期間があり、かつ資格喪失時に出産手当金を受給しているか、または受ける条件を満たしている方となります。 ※ 日額が、被扶養者の収入基準（60歳未満：3,612円未満、60歳以上：5,000円未満）未満である場合には、例外的に被扶養者となることができます（ただし他の収入と合わせると収入基準を超える場合を除く。）。

質問 18	現在、失業給付（基本手当）を受けている家族がいます。このような場合でも健康保険の被扶養者として申請できますか。
回答	失業給付（基本手当）の目的は、その失業中の生活の安定を図ることにあり、失業給付（基本手当）受給中の方は、この失業給付（基本手当）によってある程度生活が保障されているといえます。よって失業給付（基本手当）受給者は、被保険者の収入によって主として生計が維持されているとは判断しがたく、一般的に失業給付（基本手当）受給期間中は、被扶養者とは認められないこととなります。 ※ 「基本手当日額」が、被扶養者の収入基準（60歳未満：3,612円未満、60歳以上：5,000円未満）未満である場合には、例外的に被扶養者となることができます（ただし他の収入と合わせると収入基準を超える場合を除く。）。

質問 19	退職した妻が妊娠や病気等の理由により、失業給付（基本手当）の受給延長を検討していますが、被扶養者として申請できますか。
回答	失業給付（基本手当）の受給意思があっても、出産や病気により直近で就業することができず、失業給付（基本手当）の受給延長をされている期間については認定対象となります。 ※ 疾病による傷病手当金・出産による出産手当金等が支給されている場合は、対象外となる場合があります。

〈その他よくあるご質問〉 質問20～21

質問 20	税法上、扶養控除の対象としている家族は健康保険でも被扶養者として認められますか。
回答	税法上の扶養親族と健康保険法における被扶養者では、収入基準（※）や対象となる親族の範囲が異なっており、認められるとは限りません。 ※ 税法上の扶養控除対象者は、前年（1月から12月）の年間収入で判断しますが、健康保険法における被扶養者は申請時点より、今後1年間の収入見込みで判断します。



令和6年4月22日更新
東京都情報サービス産業健康保険組合
東京都千代田区富士見1-12-8 TJK プラザ
03-3239-9819